住所　名古屋市名東区つつじが丘201番地
楊志軍　昭和53年4月10日生
楊薛吉耀　平成21年5月14日生
楊薛康輝　平成23年12月28日生
住所　名古屋市瑞穂区南山町17番地5
蘭麗　昭和57年7月9日生
住所　新潟県新発田市新富町2丁目5番18号
エドナリン・ガブリエル・ヤワタ　昭和52年2月22日生
住所　長野県松本市大字島内5496番地イ1
ダビー・ショウイチ・ヤギ・トカシキ　昭和46年2月15日生
住所　滋賀県高島市安曇川町川島292番地3
朴晶成　平成元年5月31日生
住所　滋賀県大津市別保1丁目10番8―203号
白王水　昭和54年1月28日生
住所　東京都足立区中央本町2丁目13番1―221号
王月芳　昭和37年8月8日生
尹智偉　平成3年3月21日生
尹暁美　平成5年4月21日生
尹暁蘭　平成6年6月4日生
住所　東京都足立区青井5丁目11番40―415号
賀勇軍　昭和46年2月22日生
住所　東京都墨田区立花1丁目27番5―1413号
劉洋　昭和57年12月29日生
住所　東京都品川区中延2丁目15番14号
薛英子　昭和21年2月23日生
住所　愛知県一宮市九品町3丁目9番地1
金真樹　昭和62年3月5日生
住所　名古屋市北区中切町2丁目70番地
姜都美　昭和52年5月6日生
住所　愛知県名古屋市名東区高社1丁目9番地
鄭克枝　昭和30年3月25日生
鄭重尚　昭和57年6月13日生
鄭健策　昭和57年6月13日生
住所　名古屋市中川区伏屋4丁目508番地
ラモス・ヨコイ・エリカ・マサミ　昭和61年3月26日生
住所　群馬県館林市西高根町32番地11
郭偉　昭和49年7月27日生
王穎　昭和53年7月5日生
郭宏浩　平成13年9月13日生
住所　東京都台東区竜泉2丁目20番2―809号
李強　昭和52年12月17日生
劉暁華　昭和53年2月2日生
李星潤　平成24年4月6日生
住所　東京都品川区北品川2丁目29番5―203号
崔春生　昭和59年2月12日生
住所　東京都世田谷区上祖師谷3丁目6番11号
イシハラ・アンドレアン　平成21年12月25日生
イシハラ・クリスティアン　平成23年9月25日生
住所　東京都豊島区池袋3丁目48番6号
マリーサ・ペヌエラ・ヤマダ　昭和40年3月5日生
住所　愛知県豊川市牛久保町岸組79番地
呉春華　昭和51年2月17日生
住所　名古屋市港区知多2丁目1206番地3
金義徳　昭和38年10月8日生
金雅子　昭和41年8月26日生
金克樹　平成4年1月13日生
金詩児　平成7年4月13日生
住所　愛知県長久手市市が洞1丁目501番地
林泰堂　昭和57年10月20日生
住所　名古屋市東区泉3丁目17番11号
成和也　昭和61年9月3日生
住所　広島市中区江波本町16番13号
林優子　昭和54年7月2日生
住所　広島県三原市中之町4丁目7番40号
朴司夫　昭和38年6月10日生
住所　千葉県東金市極楽寺415番地47
田容心　昭和31年10月26日生
住所　横浜市鶴見区尻手2丁目8番10号
張智也　昭和44年10月8日生
住所　神奈川県藤沢市円行1881番地1
黄竜泰　昭和40年5月29日生

○外務省告示第四百七号

平成二十六年十二月五日にボルムープランスで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　田村勝義在ハイチ大使館大使

ハイチ側　デュリー・ブリュテュス外務・宗務大臣

平成二十六年十二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百八号

平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）の附属書Aは、条約第八条及び第二十二条4の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十四年十月二十七日に効力を生じた。

（平成二十三年十月二十七日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十六年十二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の一部を次のように改正する。

附属書A第1部の表ポリ塩化ビフェニル（PCB）の項の次に次の項を加える。

エンドスルファン原体（＊）（CAS番号一一五―二九―七）及びその異性体（＊）（CAS番号九五九―九八―八及びCAS番号三三二一三―六五―九）	製造	登録簿に掲げる締約国について認めることのできるもの
	使用	第六部の表に掲げる作物と有害動植物との組合せ

附属書A第1部注(v)の次に次の(v)を加える。

(v)　エンドスルファン原体（CAS番号一一五―二九―七）及びその異性体（CAS番号九五九―九八―八及びCAS番号三三二一三―六五―九）並びに硫酸エンドスルファン（CAS番号一〇三一―〇七―八）は、残留性有機汚染物質として評価され及び特定された。

附属書A第五部の次に次の1部を加える。

第六部　エンドスルファン原体及びその異性体（エンドスルファン）

エンドスルファンの製造及び使用は、第四条の規定に従いこれを製造し、又は使用する意思を事務局に通告した締約国以外の締約国について廃絶される。次の表に掲げる作物と有害動植物との組合せにおけるエンドスルファンの使用については、個別の適用除外の対象とする。

作物	有害動植物
りんご	アブラムシ
キマメ、ひよこ豆	アブラムシ、ガの幼虫、豆類を害するヤガ科の幼虫、豆類のさやを害するせん孔虫
豆、さやげ	アブラムシ、ハモグリバエ、コナジラミ
とうがらし、たまねぎ、ばれいしょ	アブラムシ、ヨコバイ
コーヒー	コーヒーの種子を害するせん孔虫、コーヒーの茎を害するせん孔虫
綿	アブラムシ、オオタバコガ、ヨコバイ、ハマキガ、ワタアカミムシ、アザミウマ、コナジラミ
なす、オクラ	アブラムシ、コナガ、ヨコバイ、ナスノメイガ
らっかせい	アブラムシ
ジュート	ビハールヘアリーキャタピラー、ハダニ
とうもろこし	アブラムシ、イネヨトウ、茎を害するせん孔虫
マンゴー	ミバエ、マンゴーホッパー
からしな	アブラムシ、タマバエ
稲	タマバエ、ライスヒスパ、茎を害するせん孔虫、ヨコバイ